

徳島県規則第六十一号

徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県公害紛争処理条例施行規則（昭和四十七年徳島県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改める。

第三条第一項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第五条第一項」に改め、同条第三項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第五項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第四条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。